「OPPO Care 画面割れ保証サービス」約款

オウガ・ジャパン株式会社

オウガ・ジャパン株式会社(以下「当社」といいます)は、「OPPO Care 画面割れ保証サービス約款」(以下「本約款」といいます)に基づき、「OPPO Care 画面割れ保証サービス」(以下「本サービス」といいます)をお客様(以下、本サービスに加入されたお客様を「加入者」といいます)に提供いたします。なお、当社は、本サービスの全部または一部を第三者に委託して運用いたします。

第1条(申込条件)

- 1. 本サービスの対象となる機器(以下「対象機器」といいます)は、次のとおりとします。
 - (1) 当社が予め定めた対象機器の機種であること。
 - (2) 新品(中古品、展示品、新古品等は対象外とします)の対象機器であること。
 - (3) 日本国内市場向けモデル(一部事業者モデルまたはキャリアモデル等は対象外とします)であること。
- 2. お客様は、本サービスの加入申込にあたり、申込時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。
 - (1) 対象機器の購入から 21 日以内の申込であること。
 - (2) 対象機器をインターネットに接続し電子保証書(メーカー保証書)を有効にしていること。 (電子保証書はインターネットに接続されると自動で有効になります。)
 - (3) 本サービスを利用するためのものとして当社の管理システムに情報が登録されていること。
 - (4) 対象機器が、第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。
 - (5) 他社が提供する対象機器に対する保証または補償サービス(修理役務サービス)の加入契約がされていないこと。
 - (6) 本サービス加入時において対象機器に故障または損傷が生じておらず、正常に使用できる状態にあること。
- 3. 前項各号の申込条件を満たすときであっても、お客様が過去に本約款や他の当社の約款等に違反したことがある場合や当社からサービス利用契約の締結を拒絶され、あるいは同契約を解除されたことがある場合、または当社が不適切と判断した場合、当社はお客様からの本サービスへの加入申込をお断りさせていただくことがあります。

第2条(申込方法)

- 1. お客様は、本サービスの加入申込にあたり、本約款の全文を確認のうえ同意いただく必要があります。
- 2. 本サービスに登録できる対象機器の台数は、本サービスの1利用契約あたり1台とします。なお、本サービスの対象機器として、当社のシステムに登録され、本サービスの提供を受けることができる対象機器以外は、本サービスを受けることができませんのでご注意ください。

第3条 (加入申込の承諾)

- 1. 当社は、前条(申込方法)によるお客様からの加入申込に対し、当社が承諾した旨を書面もしくは電子的方法により通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。
- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当するときは、加入申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
 - (2) 本約款に違反する虞があると当社が判断したとき。
 - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていないとき。
 - (4) 第1条(申込条件)に規定する条件を満たさないとき。
 - (5) その他当社が不適切と判断したとき。

第4条(サービス期間)

本サービスの有効期間(以下「サービス期間」といいます)は、加入者による本サービスの登録日(以下「起算日」といいます)に 始まり、加入者が加入したプランの所定の期間(1 年間または 2 年間)の経過後の応当日前日に終了するものとします。なお、当社 または販売店等から初期不良等により交換品が提供された場合であっても、サービス期間に変更はございません。

第5条(サービス対象範囲)

本サービスの対象となる事故(以下「対象事故」といいます)は、画面破損(ガラス・ディスプレイの破損、にじみ、ドット落ち、等を含みます)とします。

第6条(サービス内容)

- 1. 本サービスは、サービス期間内に対象機器に対象事故が生じた場合に、無償で修理サービスを提供することを内容とします。
- 2. 本サービスの利用上限回数は、起算日から年間1回までとします。
- 3. 本サービスの提供に要する送料は原則として当社の負担とします。ただし、加入者が当社の指定する方法以外の方法で本サービスの提供を受ける場合には、当該提供に掛かる送料等の費用は、加入者が負担するものとします。

第7条(サービス利用方法)

- 1. 本サービスの利用を希望する加入者は、OPPO Care 保証サービスサポートセンターへ連絡するものとし、当社は加入者からの申出に基づき本サービスを提供いたします。
- 2. 加入者は、前項による受付後、当社の案内に従い、対象事故が発生し修理を依頼する対象機器(以下「依頼機器」といいます)を送付するものとします。

第8条(データ等および対象機器本体外の物品の取扱い)

- 1. 依頼機器のデータ等(対象機器に格納されているプログラム、ソフトウェア等一切のデータをいい、これらに限られません。以下同様とします)は対象事故に含まれませんので、加入者の費用と責任で移動やバックアップ等を行ってください。なお、加入者がデータ等を削除せず、万が一の事故によりデータ等の流出・漏洩等が発生した場合でも、当社は責任を負いません。
- 2. 対象機器など当社が指定するもの以外の物品 (SIM カード、SD カードおよびアクセサリー等を含みます) が当社に送付された場合 であっても、当社は当該物品を返却する義務を負いません。

第9条(サービス対象外となる場合)

- サービス期間内であっても、以下のいずれかに該当する場合は、本サービスの対象外となります。
- (1) 自然故障(メーカーがメーカー保証として無償で修理対応を行う範囲の故障で、取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従い正常な使用をしていたにもかかわらず対象機器に生じた電気的・機械的な故障)、水濡れ、水没、全損、その他急激な外因による偶然の事故により対象機器に生じた故障の場合。
- (2) 本サービスの登録情報(IMEI 番号)と加入者または依頼機器の情報に相違がある場合。
- (3) 第7条(サービス利用方法)以外の方法で本サービスを利用する場合。
- (4) 当社が指定する業者または方法以外のものを用いて修理された場合。
- (5) サービス期間外に生じた故障である場合、またはサービス期間外に本サービスの利用依頼がされた場合。
- (6) 日本国外から依頼機器を発送して本サービスを利用する場合。
- (7) 対象事故が加入者または第三者の故意または重過失に起因する場合。
- (8) メーカーが承認していない加工、改造、修理または部品の使用がある場合。
- (9) 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領その他の事由により加入者が対象機器を所持しておらず、その存在が確認できない場合。
- (10) データ等の移動または滅失や破損に係る復元等もしくはその手配等に係る一切の費用に該当する場合。
- (11) 対象機器本体以外の付属品、周辺機器、増設機器およびメーカーが定める消耗品に関する損害の場合。
- (12) 回線・通信との相性やそれらの不具合を起因とする場合。
- (13) 部品交換を伴わない調整および保守等の作業(清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアの更新等)の範囲に該当する場合。
- 、 (14) 加入者が対象機器に付加したシール・ラベル・シート・カバー・塗装等の復旧作業の範囲に該当する場合。
- (15) 対象機器の機能および使用の際に影響のない損害(外装等の傷や罅・塗装剥げ、液晶のピクセル抜け及び輝度低下等)である場合。
- (16) 加入者による依頼機器の発送時の梱包が不充分なため、輸送中に依頼機器が破損したと当社が合理的に判断できる場合。
- (17) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲(外装、塗装、メッキ、樹脂部分、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、バッテリーの消耗、その他類似の事由等)に該当する場合。
- (18) 天災地変(地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・異常気象等)ガス害・塩害・公害・煤煙、大気中の腐食性物質、 埃、電圧等の異常に起因する場合。
- (19) 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂成物を含みます)の放射性や爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故に起因する場合。
- (20) 戦争(宣戦の有無を問いません)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変又は暴動(群衆もしくは多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)に起因する場合。
- (21) 国又は公共団体等による公権力の行使に起因する場合。
- (22) 依頼機器の修理において、加入者が申告された故障、損害等の現象が再現しない場合。または、現象が再現しない場合の予防修理費用。
- (23) 当社が指定する方法以外で依頼機器を送付される場合の送料。
- (24) メーカーがリコールに指定した部位もしくはリコール部位に起因する場合、または対象機器の構造上の欠陥もしくは本来的性質に起因する場合。
- (25) 本サービス以外の保証または保険等により補償される場合。

第10条(登録内容の変更)

- 1. 加入者は、本サービスの利用にあたり当社に届出ていただいた事項に変更が生じた場合は、OPPO Care 保証サービスサポートセンターに速やかにその変更を届け出るものとします。なお、登録内容の変更処理は、届出があった月に行われるものとします。
- 2. 加入者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3. 加入者は、登録内容の変更を怠った場合に当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを承諾するものとします。

第 11 条(サービス料金)

- 1. 加入者は、サービス利用契約1契約につきサービス利用料金を当社が指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。
- 2. 加入者は、サービス利用料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに所定の方法により支払うものとし、当社の定める方法以外等で支払う場合の費用は、加入者の負担とします。
- 3. サービス期間中に当社が加入者の登録を抹消した場合など契約の全部または一部が効力を失った場合であっても、当社はサービス利用料金の返還義務を負いません。なお、サービス期間の開始後、サービス利用料金の未払いであるときに登録が抹消された場合など契約の全部または一部が効力を失った場合であっても、加入者は、支払うべきサービス利用料金の全額を支払う義務が存続します。

第12条(個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、本サービス利用受付時に必要と判断した場合は、各種確認書類(写真、端末購入通知書、本人確認書類等)の写しの提出を加入者に求める場合があります。
- 2. 当社は、本サービスの提供に必要な限度で加入者から取得した個人情報(当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、加入者本人を識別し得る情報をいいます)を利用し、当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー等名称の如何を問いません)に従い適切に管理するものとします。

第 13 条(禁止事項)

加入者は、本サービス利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの加入時および利用時にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) 当社もしくは第三者の知的財産権その他の権利(プライバシーを含みます)を侵害する行為、または侵害する虞のある行為。
- (5) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはその虞のある行為。

- (6) の加入者による本サービスの利用を妨害する行為。
- (7) 本サービスの提供に関する当社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供および運営に支障もしくは損害を与える行為、またその虞のある行為。
- (8) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはその虞のある行為。
- (9) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその虞のある行為。
- (10) 当社の電気通信設備に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。
- (11) 第6条 (サービス内容) の範囲を超えて利用する行為。
- (12) 上記各号の他、法令、公序良俗、本約款等に違反する行為、またはその虞のある行為。
- (13) その他当社が不適切と判断する行為。

第14条(当社からの解約・抹消)

- 1. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの利用契約を解除することがあります。この場合、当社はお支払い頂いたサービス料金の返金をいたしません。
 - (1) 加入者が利用料金その他支払債務について、支払期日を経過してもなお支払いが為されない場合。
 - (2) 加入者が禁止事項(第13条)に該当する場合。
 - (3) 本約款に定める内容または趣旨に違反した場合。
 - (4) その他加入者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスに係る契約を解除しようとする場合、あらかじめその旨を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条(サービス提供の一時停止)

- 1. 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守または工事が必要な場合。
 - (2) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合。
 - (3) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により利用登録を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条(サービスの提供の終了)

- 1. 以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、加入者と当社との間のサービス利用契約は終了し、当社は加入者への本サービスの提供を終了します。
 - (1) 経営上、技術上等の理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり、運営が事実上不可能になったとき。
 - (2) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
- 2. 前項の場合、当社は、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。

第 17 条 (失効)

以下の場合、本サービスは失効するものとします。

- (1) サービス期間を経過した場合
- (2) 本サービスに係る契約を解約した場合

第 18 条(損害賠償)

加入者は、本サービスに関して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限り当社に請求できるものとします。

第 19 条(免責事項)

- 1. 当社は、加入者が当社に対し本サービスの対価として支払った金額を損害賠償責任の上限とします。また、当社は、本サービスに関連して生じた、他財物(データ等を含みます)に生じた損害、身体に生じた損害(障害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます)、天変地異、ネットワーク障害またはストライキ等の不可抗力により生じた損害、間接的損害(事業利益の損失、事業中断、事業情報の損失等)、特別損害(予見可能性の有無を問いません)、付随的損害、拡大損害、将来の損害、逸失利益等に係る損害について、賠償する責任を負わないものとします。
- 2. 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止、または提供する情報の内容もしくは品質に関連して発生した加入者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、加入者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 3. 当社は、本約款に明示的に定める場合のほか、加入者に対して一切の損害賠償責任およびサービス利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失があった場合はこの限りではありません。

第20条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加入者は、当社に対し、現在または将来にわたって、次の事項を確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等反社会勢力の維持、運営に協力し、または実質的に関与していないこと。
 - (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会勢力を利用していると認められる関係にないこと。
 - (4) 反社会勢力が実質的に関与していると認められる者と関係にないこと。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にないこと。
 - (6) 自ら又は第三者をして暴力的、威力的、威圧的、脅迫的又はこれらに準ずるような不当な要求、言動、妨害、信用毀損等をしないこと。

- 2. 前項に該当すると当社が判断した場合、当社は、何らの催告その他手続なくして、契約解除その他必要な措置をとることができるものとします。
- 3. 前項の規定により契約が解除された加入者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないとともに、これにより生じる当社の一切の損害を賠償するものします。

第21条(分離性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの条項、および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第22条(協議条項)

本約款の条項または本約款に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

第23条(準拠法)

本約款の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

第 24 条(紛争解決)

本約款および本サービスに関する紛争は東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 (その他注意事項)

- 1. 本サービスは日本国内において購入された対象機器にのみ適用されます。
- 2. 当社は、理由の如何を問わず、本サービス開始後の本サービスに係る料金の返金は行いません。
- 3. 当社は、当社が必要と認めた場合に、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合、当社はホームページへ掲載する等その他当社が適当と定める方法により、加入者に通知します。なお、本約款の変更は、加入者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

[2022年9月26日制定]

OPPO Care 保証サービスサポートセンター

TEL: 03-5511-5521 (年中無休 10:00 ~ 19:00)

e-mail: oppo-support@wrt.co.jp